

「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 5 月 20 日
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

1. 改正の趣旨

今般、株式投資型クラウドファンディング業務に係る勧誘方法の規制について、法人の特定投資家に対する緩和が検討されていることに伴い、株主一元化クラウドファンディング業務において、法人の特定投資家に対する勧誘方法の緩和に関する標記の規則の改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

- 電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則
株主一元化クラウドファンディング業務における勧誘方法併用の禁止の例外として、法人の特定投資家に対して、金融商品取引業等に関する内閣府令第 6 条の 3 各号に規定する方法以外の方法による勧誘を認める（第 25 条の 5 ただし書）。

3. 施行の時期

- この改正は、令和 7 年●●月●●日から施行する。

以 上